



シノブフーズ株式会社

証券コード 2903

第51期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月24日（木曜日）
午前11時

場所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
当社 本社1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

- 本年は株主総会後の懇親会は中止とさせていただきます。
- 株主様には、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただけますよう、お願い申し上げます。
- 当日は入口にて検温、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただき、発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

目次

● 第51期定時株主総会招集ご通知	1
● 添付書類	5
● 事業報告	5
● 連結計算書類	23
● 計算書類等	33
● 監査報告書	41
● 株主総会参考書類	47
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	

証券コード 2903
2021年6月3日

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シロブーズ株式会社
代表取締役社長 松 本 崇 志

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、株主様には健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。なお、総会後の懇親会につきましては、本年は開催いたしませんので、何卒ご了承ください。

書面またはインターネットによる議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2021年6月23日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）【午前11時】
※感染拡大予防のため、入口にて検温、アルコール消毒をさせていただきますので、
開始時刻20分前にはお越しくさせていただきますよう、お願い申し上げます。
2. 場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
当社 本社1階ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

■議決権の行使についてのご案内**(1) 書面による議決権行使の場合**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（3頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに行使してください。

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

■当日、総会開始前は受付が大変込み合いますのでお早目のご来場をお願いいたします。

また、当社ではノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

■株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合、**今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は**、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（当社ウェブサイト <https://www.shinobufoods.co.jp/>）

新型コロナウイルス感染拡大予防等に関するお知らせ

【株主様へのお願い】

- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況に鑑み、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、**本年は総会後の懇親会は中止**とさせていただきます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用や、アルコール消毒液のご使用などの感染防止のための措置にご協力をお願いいたします。また当日、入口にてサーモグラフィー等による検温、アルコール消毒の措置をさせていただきますので、**総会開始時刻20分前までのご来場**をお願いいたします。
- 感染予防にご協力いただけない場合や発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断りする場合がございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。特に基礎疾患のある方や妊娠中の方、体調がすぐれない方におかれましては、ご来場をお控えいただきますことをお勧めいたします。

【当社の対応】

- 当社役員および株主総会の運営スタッフ等は、検温をはじめ、体調管理を確認したうえ、マスクを着用して対応をさせていただきます。
- 会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。ご不便をおかけする場合、何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。また、会場内各所にアルコール消毒液を設置いたしますので、感染防止にご使用ください。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的な進行となるよう方法を検討しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2021年6月23日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードはご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。
- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 （受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く）

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により企業活動や個人消費が停滞し、厳しい状況で推移いたしました。昨年5月の緊急事態宣言解除後は、各種政策の効果などにより個人消費は持ち直しの動きが見られましたが、本年1月に緊急事態宣言が再発令されるなど、未だ感染収束の見通しは立っておらず、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは中食業界に属し、主要な取引先であるコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等へ弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等を製造販売しており、当社グループを取り巻く環境は、在宅勤務の増加や外出機会の減少などにより中食から内食への動きがみられ、また大学休校に伴う売店の休業、行楽やイベント需要の落ちこみなどもあり引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況下、当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップをめざす5カ年計画をテーマとした中期経営計画（2021年3月期～2025年3月期）を策定し、4つの基本戦略、「販売戦略」、「コスト戦略」、「人財戦略」、「環境戦略」に基づき目標達成に向け取り組んでおります。

販売面では、新たにカフェチェーンとの取引開始や、冷凍おせちの製造といった冷凍食品事業への新規参入など業容拡大に努めました。「内製化」「良品づくり」にこだわりつつ、新しい生活様式による消費者需要の変化に応えるべく、引き続きロングライフ商品や惣菜の開発に取り組んでまいります。

生産面では、食に携わる企業としての責任を全うするため、従来からの衛生管理に加え、政府のガイドラインに基づいた新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組み、お客様への安全・安心な商品の提供に注力いたしました。

コスト面では、購買部による主要食材の調達方法の見直しを継続して行うことに加え、売上高減少下における労働時間の短縮、機械化などによる生産性の向上、各工場間での横断的な製造経費の見直しなど徹底した経費削減に取り組みました。

人財面では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための社内ルールを周知徹底し、従業員の健康管理に努めつつ、テレビ会議システムを利用した職種別の会議体や勉強会による組織力の強化や、資格取得の推進によるスキルの向上と均一化に取り組みました。

環境面では、弁当の容器にバイオマスプラスチック25%含有素材を使用し、サンドイッチでは紙使用包材のテスト販売など環境負荷の軽減に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高は前期比27億8百万円減の497億7千9百万円、経常利益は前期比1億5千3百万円減の11億1千万円、特別利益に投資有価証券売却益5千5百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3億2百万円減の7億9千1百万円となりました。

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は10億1千2百万円であり、その主なものは、名古屋工場の改築や既存工場における増産及び生産性向上のための合理化投資であります。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却・撤去または滅失はありません。

③ 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資など事業活動に必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金等により調達いたしました。その他の増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

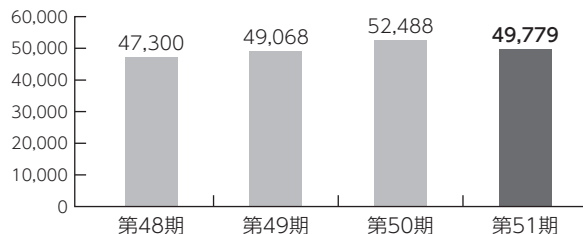
(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 48 期 (2018年 3月期)	第 49 期 (2019年 3月期)	第 50 期 (2020年 3月期)	第 51 期 (2021年 3月期)
売 上 高	47,300	49,068	52,488	49,779
経 常 利 益	1,034	1,096	1,263	1,110
親会社株主に帰属する当期純利益	692	750	1,093	791
1 株当たり当期純利益	54円66銭	59円53銭	88円19銭	63円62銭
総 資 産	21,264	27,850	29,978	30,350
純 資 産	11,528	11,952	12,796	13,425
1 株当たり純資産額	903円90銭	952円05銭	1,019円29銭	1,066円55銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
 3. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

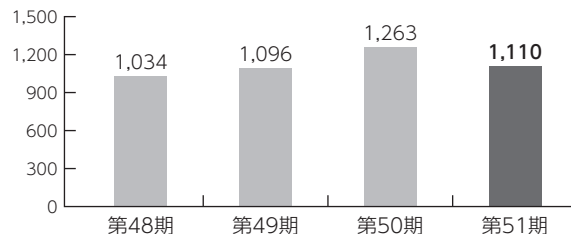
売上高

(単位：百万円)



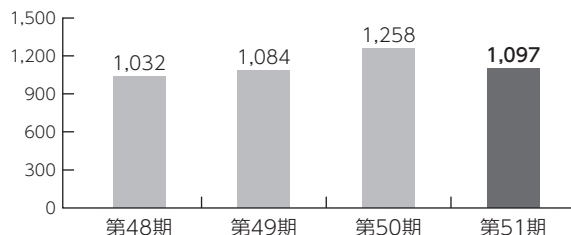
経常利益

(単位：百万円)



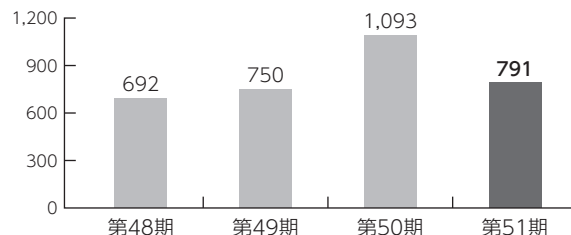
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エス・エフ・ディー	10百万円	100%	不動産の賃貸
マイツバーカリー株式会社	10百万円	70%	原材料の仕入、販売

(4) 対処すべき課題

【経営理念】

『おいしさと楽しさ』をモットーに、消費者ニーズに応える商品づくりを通じ、健康で豊かな食文化の向上に貢献し、顧客、取引先、社会に信頼され、そして従業員、株主、企業それぞれが充足することをめざしてまいります。

【中期経営計画】

当社グループは、「良品づくり」のさらなるレベルアップをめざす5カ年計画をテーマとし、「販売戦略」「コスト戦略」「人財戦略」「環境戦略」を基本戦略とする、中期経営計画(2021年3月期～2025年3月期)を策定し、連結売上高550億円、経常利益率3.3%（「収益認識に関する会計基準」適用後）を目指しており、計画達成に向け活動を進めております。

①販売戦略

当事業年度は、コロナ禍のなか新たな生活様式による消費者ニーズの変化に機敏に反応し、冷凍おせちの製造や冷凍弁当の開発など冷凍事業への新規参入を行い、また新たにカフェチェーンとの取引を開始するなど、業容拡大に努めました。

今後は、冷凍食品の開発を継続するとともにさらなる鮮度感を求め、一層の良品づくりに取り組み、消費者の皆様、取引先様から評価される商品づくりに注力してまいります。

②コスト戦略

当事業年度は、購買部による調達方法の見直しに継続して取り組み、主要材料のほか、品目を増やし、安定した価格での原材料調達に取り組みました。また、売上高減少下における生産工程の整備と人員配置の最適化を図り、生産効率の向上に取り組みました。

今後は、調達方法の見直しの継続やさらなるオートメーション化を行い、生産効率の向上に努めるとともに、環境戦略にもつながっていく製造経費の削減を、部門横断的に行ってまいります。

③人財戦略

当事業年度は、コロナ禍において衛生面に加え、従業員の健康管理に努めてまいりました。また、テレビ会議システムを活用し、購買部による資材会議、営業部門の勉強会をはじめとする職種別の会議体や勉強会の実施とともに、資格取得の推進によるスキルの向上と均一化に取り組みました。

今後は、階層別研修や職種別勉強会に加え、ジェンダーやダイバーシティ、またハラスメント教育を通じ、働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、さまざまな人財の活用を図ってまいります。

④環境戦略

当事業年度は、バイオマスプラスチック25%含有素材の弁当容器、紙使用のサンドイッチ包材のテスト販売など、商品づくりにおける積極的な環境負荷の軽減や、フードバンク活用への試み、工場の自動販売機での紙パックや森林資源を使用したペットボトルなどへの入替を行ってまいりました。

今後は、引き続き省エネ効果の高い生産機器の導入や廃棄物の排出量削減などやフードロス削減など、SDGsを意識した環境負荷の軽減に努めてまいります。

上記の取り組みに加え、2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用することから、第52期（2022年3月期）は連結売上高458億円、営業利益11.4億円、経常利益11.5億円、親会社株主に帰属する当期純利益8億円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社の主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造販売でありませ

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

本 社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
工 場	
大 阪 工 場	大阪市西淀川区福町1丁目9番16号
関 西 工 場	大阪市西淀川区御幣島6丁目14番36号
京 滋 工 場	滋賀県栗東市六地藏1163
千 葉 工 場	千葉県八千代市上高野1734番1
名 古 屋 工 場	愛知県弥富市四郎兵衛1丁目128番地
岡 山 工 場	岡山県総社市中原字巽原88番の2
広 島 工 場	広島県尾道市美ノ郷町本郷20001番地65
四 国 工 場	香川県観音寺市柞田町字干拓丁93番7号
事業所	
東 京 事 業 所	東京都大田区蒲田5丁目42番6号 蒲田ハイツ201号
子会社	
株式会社エス・エフ・ディー	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
マイツパーカー株式会社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
509名 (1,908)名	+8名 (△136)名

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、()内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
509名 (1,908)名	+8名 (△136)名	39.9才	9.9年

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、()内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	2,989 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,642
株式会社みずほ銀行	1,151
株式会社三井住友銀行	1,112

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 45,656,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 13,500,000株 |
| ③ 当期末株主数 | 7,829名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 株	持 株 比 率 %
株 式 会 社 エ ム	997,000	7.98
松 本 隆 次	697,000	5.58
佐 々 木 真 司	694,000	5.56
松 本 恵 美 子	538,000	4.31
シノブフーズ取引先持株会	474,983	3.80
松 本 龍 也	461,529	3.70
松 本 崇 志	369,374	2.96
三井住友信託銀行株式会社	242,000	1.94
シノブフーズ従業員持株会	204,878	1.64
シノブフーズ役員持株会	157,300	1.26

(注) 持株比率は自己株式(1,010,459株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	シノブフーズ株式会社 2015年度新株予約権
発行決議の日	2015年6月26日
新株予約権の数	110個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的となる株式の種類 及び数	当社普通株式11,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	60,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年7月14日から2022年7月13日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

名称	シノプフーズ株式会社 2018年度第1回新株予約権
発行決議の日	2018年6月28日
新株予約権の数	452個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	4名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式45,200株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	75,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から2023年6月30日まで
新株予約権の行使条件	<p>1. 当社が策定した中期経営計画の目標である2020年3月期（第50期）の連結売上高550億円（以下「業績目標A」という。）、連結経常利益率3.0%（以下「業績目標B」という。）に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定める。</p> <p>イ 業績目標A及び業績目標Bのいずれも達成率が100%以上の場合 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）の行使可能割合：100%</p> <p>ロ 業績目標A又は業績目標Bのいずれかの達成率が90%以上の場合 割当新株予約権の行使可能割合：50%</p> <p>ハ 上記イ及びロのいずれにも該当しない場合 割当新株予約権の行使可能割合：0%</p> <p>なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを四捨五入するものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとする。</p> <p>連結売上高及び連結経常利益率の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結売上高及び連結経常利益を参照するものとする。ただし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高又は連結経常利益の概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>

（注）払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	松 本 崇 志	
代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	西 村 寿 清	CVS事業担当兼関西統轄本部長 マイツペーカリー株式会社 代表取締役社長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	隅 田 真 年	中国地区統轄本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	清 水 秀 輝	管理本部長
取 締 役 執 行 役 員	長 尾 正 史	管理本部副本部長 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 道 彦	
取 締 役	中 野 由 里	税理士法人スプラウト 代表社員 株式会社スプラウトビーンズ 代表取締役
監 査 役（常 勤）	大 塚 一 樹	
監 査 役	野 村 祥 子	堂島法律事務所 弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役（監査等委員） 株式会社神戸物産 社外取締役 株式会社ビーアンドピー 社外監査役
監 査 役	南 方 得 男	みなかた公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役加藤道彦及び中野由里の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び南方得男の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役加藤道彦、同中野由里、監査役野村祥子、同南方得男の4氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 取締役中野由里氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大塚一樹氏は、大手金融機関に長年勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役野村祥子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役南方得男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 税理士法人スプラウトと当社との間には、取引関係はありません。
9. 株式会社スプラウトビーンズと当社との間には、取引関係はありません。
10. 堂島法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
11. 株式会社島精機製作所と当社との間には、取引関係はありません。
12. 株式会社神戸物産と当社との間には、製品販売等の取引関係があります。
13. 株式会社ビーアンドピーと当社との間には、取引関係はありません。
14. みなかた公認会計士事務所と当社との間には、取引関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、取締役として経営理念を実践し、責務を全うできる、優秀な人材を確保できる水準とし、企業としての継続的成長のため、業績向上へのインセンティブとして機能する制度、株主をはじめ当社を取り巻くステークホルダーに対し、客観性、透明性の高い手続きの構築を目指すことを基本方針としています。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（何れも金銭報酬）および中期経営計画の達成度合いによって不定期に支給する株式報酬型ストックオプションによって構成しています。

2. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責に応じて第三者機関の調査結果などの他社水準を参考にし、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

3. 業績連動報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業の継続的成長を計る指標として、各事業年度の事業規模を表す売上高と会社の収益力を表す経常利益をそれぞれ前年と目標値に対する達成度合いによって点数化し、コンプライアンスの遵守状況や働きやすい職場づくりなどの項目を合わせて採点し、毎年、一定の時期に金銭報酬として支給します。

採点項目に関しては、環境の変化に応じて適宜、独立社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会にて見直しを行うものとしています。

4. 非金銭的報酬等の額の決定に関する方針

非金銭的報酬は、株式報酬とし、中期経営計画の達成度合いを勘案し、算定方法の決定については、適宜行うものとしています。

5. 取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝7：3で設計しており、株式報酬型ストックオプションは、中期経営計画の達成度合いによって不定期に支給するため、各年度の株式報酬型ストックオプションを含めた割合は変動いたします。

6. 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2020年2月18日開催の取締役会にて独立社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会（委員長：社外取締役加藤道彦、委員：社外取締役中野由里、代表取締役松本崇志、取締役清水秀輝）に取締役の個人別の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当を踏まえた業績連動報酬の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、報酬等の妥当性や決定プロセスの客観性及び透明性を担保するには最も適しているからであります。

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその決定を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック オプション	計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役	7	139	15	3	158
（うち社外取締役）	(2)	(8)	—	—	(8)
監 査 役	3	17	—	—	17
（うち社外監査役）	(2)	(5)	—	—	(5)
合 計	10	157	15	3	176

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額280百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 株式報酬型ストックオプションは、2018年6月28日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権702個を取締役5名に付与したものであり、上記の株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額であります。
4. 取締役としての支給のほかには、使用人給与の支給を受けている取締役はおりません。

⑤ 社外役員に関する事項
当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	取締役会及び 監査役会出席回数	活動状況
取締役	加藤 道彦	取締役会 13回/13回	会社経営に携われてきた豊富な経験と大学院教授の経験・見地に基づき、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務めました。
	中野 由里	取締役会 13回/13回	税理士及び経営コンサルタントとしての豊富な経験から適宜発言を行うなど、経営に対する実効性の高い監督の実現に寄与しております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めました。
監査役	野村 祥子	取締役会 13回/13回	弁護士として豊富な経験や専門的見地に基づき、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
		監査役会 13回/13回	
	南方 得男	取締役会 13回/13回	公認会計士として豊富な経験や専門的見地に基づき、取締役会及び監査役会において適宜必要な発言を行っております。
		監査役会 13回/13回	

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(注) 2. 重要な兼職先と当社との関係につきましては、15頁「①取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	24百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人監査計画の適切性・妥当性及び報酬見積の相当性などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難なため、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、経理業務におけるアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、または会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が2017年6月20日開催の取締役会の決議をもって改定し、運用した「内部統制システム構築の基本方針」は以下の通りです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役及び使用人への法令遵守の徹底をはかります。
 2. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正及び有効性について、グループ全体の監査を行います。
 3. 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存及び管理を行うとともに秘密保持に努めます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、リスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。
 2. リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会が定めた中期経営計画に基づき、年度計画を策定し、執行役員等で構成される経営会議において業績の進捗を管理し、取締役会へ報告しています。
 2. 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化をはかります。
- ⑤ 子会社における業務の適正を確保するための体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制、損失の危機の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のそれぞれを整備するため、当社の取締役会において子会社のモニタリングを行い、子会社の事業に関する重要な情報について取締役会に報告することを求めており、必要に応じて子会社に対する指導を行っております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 1. 当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
 2. 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
 3. また、当該使用人の人事については、事前に監査役と協議を行います。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制ならびに報告した者がそれを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制
 1. 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
 2. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役及び使用人は監査役に速やかに報告します。
 3. 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
 4. 内部通報制度に基づき通報された事実を報告します。
 5. 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない旨を規程に定めています。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。
 2. 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底をはかります。
 2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、基本方針に基づき、当該事業年度では以下の通り内部統制システムを運用しました。なお、当社及び子会社における内部統制システムの整備・運用状況は、内部監査部門がモニタリングを行うとともに、監査役会の監査対象となっています。

① コンプライアンス体制への取り組み

コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス意識の向上を目的として、「シノブグループ行動憲章」の周知を継続して行いました。また、役員および幹部社員に対して時間外労働や休憩取得の管理についてあらためて確認を行ったほか、働きやすい職場環境を確保するため、労務担当者会議を毎月開催し、各工場における労務面での法令遵守状況の確認、環境改善に向けた取り組みを行いました。また、6月に施行された改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）に基づき、トップメッセージの発信やアンガーマネジメント研修の実施を行いました。

② リスク管理体制への取り組み

リスク管理委員会において、当社グループに関するリスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定しました。当期においては、新型コロナウイルス感染症に関し、当社における感染予防措置の徹底、従業員への対応等について協議を行い、全本部において対策を徹底しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により技能実習生の入国遅れへの対応として、特定技能の活用により工場における安定生産体制の構築、労働時間の低減に努めました。

③ 職務執行体制への取り組み

取締役会は、中期経営計画の進捗状況について定期的に報告を受け、事業環境等を確認しながら対応を検討しております。

当事業年度においては、「取締役会」と業務権限を担当する執行役員で構成する「経営会議」のあり方について検討を行い、取締役会の権限を一部経営会議へ委譲することにより、業務執行の一層のスピード感を高めるとともに、経営会議から取締役会への報告事項の見直しにより、取締役会の監督機能の強化を図りました。

④ 監査役の監査体制への取り組み

監査役は、取締役会をはじめ経営会議やリスク管理委員会など社内の重要な会議に出席して審議内容を確認するとともに、内部監査部門が実施する工場等への往査（リモート含む）に同席し、製造、開発、営業部門等に対するヒアリングを行い、問題点を各本部と共有し改善を求め、また四半期毎に開催する会計監査人の監査報告会には、内部監査部門のほか、社外取締役も出席し意見交換や、情報共有を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,287	流動負債	9,177
現金及び預金	4,681	買掛金	3,667
売掛金	5,176	一年以内返済長期借入金	2,034
商品及び製品	27	未払金	2,190
原材料及び貯蔵品	230	未払法人税等	231
その他	172	賞与引当金	276
貸倒引当金	△1	その他	776
固定資産	20,062	固定負債	7,747
有形固定資産	19,492	長期借入金	7,592
建物及び構築物	8,635	退職給付に係る負債	65
機械装置及び運搬具	3,394	その他	89
工具器具及び備品	327	負債合計	16,924
土地	7,110	(純資産の部)	
リース資産	24	株主資本	13,280
無形固定資産	79	資本金	4,693
投資その他の資産	490	資本剰余金	3,025
投資有価証券	13	利益剰余金	6,164
繰延税金資産	157	自己株式	△603
その他	326	その他の包括利益累計額	40
貸倒引当金	△6	その他有価証券評価差額金	△0
資産合計	30,350	退職給付に係る調整累計額	40
		新株予約権	99
		非支配株主持分	4
		純資産合計	13,425
		負債・純資産合計	30,350

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	49,779
売上原価	39,596
売上総利益	10,183
販売費及び一般管理費	9,086
営業利益	1,097
営業外収益	
受取利息配当金	25
助成金収入	8
その他	29
営業外費用	
支払利息	47
その他	3
経常利益	1,110
特別利益	
新株予約権戻入益	0
投資有価証券売却益	55
特別損失	
固定資産除却損	11
投資有価証券評価損	14
税金等調整前当期純利益	1,140
法人税、住民税及び事業税	307
法人税等調整額	40
当期純利益	792
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	791

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日現在の残高	4,693	3,015	5,590	△653	12,645
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△217		△217
親会社株主に帰属する当期純利益			791		791
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		10		50	60
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	10	574	50	634
2021年3月31日現在の残高	4,693	3,025	6,164	△603	13,280

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 持 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2020年4月1日現在の残高	32	△33	△1	146	4	12,796
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△217
親会社株主に帰属する当期純利益						791
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						60
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△32	73	41	△46	0	△5
連結会計年度中の変動額合計	△32	73	41	△46	0	629
2021年3月31日現在の残高	△0	40	40	99	4	13,425

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（株式会社エス・エフ・ディー及びマイツペーカリー株式会社の2社）を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

当社には、非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 5～10年

2. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の100分の10を超えることとなったため、当連結会計年度から区分掲記しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」「受取保険金」「受取手数料」は、営業外収益の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

固定資産の減損

② 当連結会計年度に計上した金額

当社グループは、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、連結貸借対照表に有形固定資産19,492百万円(内土地7,110百万円)を計上しております。

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、有形固定資産3,391百万円(内土地2,293百万円)を有する大阪工場、1,912百万円(内土地382百万円)を有する名古屋工場、1,386百万円(内土地658百万円)を有する千葉工場において、土地の市場価格が著しく下落しており、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価格を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(7) 追加情報の注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の拡大や収束時期等を予測することが困難なことから、翌連結会計年度においても影響が残ると仮定しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	3,922百万円
土	地	1,140百万円
計		5,062百万円

② 担保にかかる債務

一年以内返済長期借入金	600百万円
長期借入金	4,100百万円
計	4,700百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,911百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	13,500,000株	一株	一株	13,500,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	111百万円	9円00銭	2020年3月31日	2020年6月25日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	105百万円	8円50銭	2020年9月30日	2020年12月14日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
106百万円	8円50銭	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 142,200株

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に米飯や調理パンの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で8年後であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金回収マニュアルに従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

- ④ 信用リスクの集中

営業債権のうち51.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4,681	4,681	－
② 売掛金	5,176	5,176	－
③ 投資有価証券	0	0	－
資産合計	9,858	9,858	－
① 買掛金	3,667	3,667	－
② 未払金	2,190	2,190	－
③ 長期借入金（一年以内返済予定を含む）	9,627	9,625	△1
負債合計	15,485	15,483	△1

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金

買掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払金

未払金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,066円55銭
- (2) 1株当たり当期純利益 63円62銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,239	流動負債	9,333
現金及び預金	4,628	買掛金	3,667
売掛金	5,178	一年以内返済長期借入金	2,034
商品及び製品	27	未払金	2,197
原材料及び貯蔵品	230	未払法人税等	231
その他	174	関係会社預り金	150
貸倒引当金	△1	賞与引当金	276
		その他	776
固定資産	20,024	固定負債	7,805
有形固定資産	19,492	長期借入金	7,592
建物	7,939	退職給付引当金	123
構築物	696	その他	89
機械装置	3,390	負債合計	17,139
車両運搬具	4	(純資産の部)	
工具器具及び備品	327	株主資本	13,024
土地	7,110	資本金	4,693
リース資産	24	資本剰余金	3,025
無形固定資産	79	資本準備金	1,173
投資その他の資産	452	その他資本剰余金	1,851
投資有価証券	13	利益剰余金	5,908
関係会社株式	17	その他利益剰余金	5,908
繰延税金資産	175	圧縮記帳積立金	50
その他	253	繰越利益剰余金	5,858
貸倒引当金	△6	自己株式	△603
		新株予約権	99
資産合計	30,263	純資産合計	13,124
		負債・純資産合計	30,263

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		49,779
売上原価		39,599
売上総利益		10,180
販売費及び一般管理費		9,085
営業利益		1,094
営業外収益		
受取利息配当金	27	
助成金収入	8	
その他	27	63
営業外費用		
支払利息	52	
その他	2	54
経常利益		1,102
特別利益		
新株予約権戻入益	0	
投資有価証券売却益	54	55
特別損失		
固定資産除却損	11	
投資有価証券評価損	14	25
税引前当期純利益		1,132
法人税、住民税及び事業税	304	
法人税等調整額	40	345
当期純利益		786

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
2020年4月1日現在の残高	4,693	1,173	1,841	3,015	2	53	5,283	5,339
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△217	△217
特別償却積立金の取崩					△2		2	－
圧縮記帳積立金の取崩						△3	3	－
当期純利益							786	786
自己株式の取得								
自己株式の処分			10	10				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	10	10	△2	△3	575	569
2021年3月31日現在の残高	4,693	1,173	1,851	3,025	－	50	5,858	5,908

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
2020年4月1日現在の残高	△653	12,394	31	31	146	12,573
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△217				△217
当期純利益		786				786
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	50	60				60
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△31	△31	△46	△78
事業年度中の変動額合計	50	630	△31	△31	△46	551
2021年3月31日現在の残高	△603	13,024	－	－	99	13,124

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 |
| 商品及び製品 | 総平均法 |
| 原材料及び貯蔵品 | 総平均法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 15～50年
機械装置 5～10年 |
| ② リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ③ 無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の100分の10を超えることとなったため、当事業年度から区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(6) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

固定資産の減損

② 当事業年度に計上した金額

当社は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造販売を営むために、土地、建物、機械装置等を有しており、貸借対照表に有形固定資産19,492百万円(内土地7,110百万円)を計上しております。

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社では、有形固定資産3,391百万円(内土地2,293百万円)を有する大阪工場、1,912百万円(内土地382百万円)を有する名古屋工場、1,386百万円(内土地658百万円)を有する千葉工場において、土地の市場価格が著しく下落しており、減損の兆候が認められております。

減損損失の認識の要否の判定の結果、見積った割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価格を上回ったことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる各工場の事業計画は、翌期予算及び中期経営計画に基づき、新規取引先の獲得や生産効率については、実績に基づいた一定の仮定を置いた上で見積りを行っております。

しかしながら、市場環境の変化等により見積りで用いた仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

(7) 追加情報の注記

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響は、今後の拡大や収束時期等を予測することが困難なことから、翌事業年度においても影響が残ると仮定しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	3,922百万円
土	地	1,140百万円
計		5,062百万円

② 担保にかかる債務

一年以内返済長期借入金	600百万円
長期借入金	4,100百万円
計	4,700百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,911百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	1百万円
② 短期金銭債務	156百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引の取引高	20百万円
② 営業取引以外の取引高	6百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,094,801株	158株	84,500株	1,010,459株

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 158株

減少の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 84,500株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	19百万円
賞与引当金	84百万円
退職給付引当金	37百万円
新株予約権	30百万円
その他の他	68百万円
繰延税金資産小計	240百万円
評価性引当額	△38百万円
繰延税金資産合計	201百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	22百万円
その他の他	4百万円
繰延税金負債合計	26百万円
繰延税金資産の純額	175百万円

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,042円84銭
- (2) 1株当たり当期純利益 63円24銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 村 圭 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノプフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森 村 圭 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、内部監査部門から定期的に報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

シノブフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 大塚 一 樹 ㊞

社外監査役 野村 祥 子 ㊞

社外監査役 南 方 得 男 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、生産設備などの成長投資と財政基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、株主の皆さまへの利益配当を安定かつ継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当は8円50銭とさせていただきますと存じます。なお、中間配当として8円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり17円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金8円50銭 配当総額 106,161,099円
(3) 剰余金が効力を生じる日	2021年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について事業目的の一部の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（太字下線部が変更部分であります）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営。 (2) すし等食料品の製造販売。 (3) 不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理。 (4) 雑誌、書籍、文具の販売。 (5) 損害保険代理業。 (6) 貨物利用運送事業。 (7) コンビニエンスストアの経営。 (8) 前各号に附帯する一切の業務。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 飲食店の経営。 (2) すし等食料品の製造販売。 (3) 冷凍食品の製造販売。 (4) 不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理。 (5) 雑誌、書籍、文具の販売。 (6) 損害保険代理業。 (7) 貨物利用運送事業。 (8) コンビニエンスストアの経営。 (9) 前各号に附帯する一切の業務。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役長尾正史、加藤道彦の両氏が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	ながおせいし 長尾正史 (1964年3月30日生)	<p>1990年8月 監査法人トーマツ 入所 (現 有限責任監査法人トーマツ)</p> <p>2011年8月 当社入社 管理本部経理部部长</p> <p>2015年4月 当社 執行役員管理本部副本部長</p> <p>2015年6月 当社 取締役執行役員 管理本部副本部長 (現任)</p> <p>2016年6月 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役 社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 長尾正史氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する専門的な知識と経験を当社管理本部の責任者として遺憾なく発揮し、管理本部副本部長として職務遂行しております。今後の当社の発展にさらに寄与すると期待されることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	10,087株
2	かとうみちひこ 加藤道彦 (1947年7月2日生)	<p>1972年4月 株式会社ワコール 入社 (現 株式会社ワコールホールディングス)</p> <p>1998年6月 取締役総務部長</p> <p>2001年4月 取締役社長室長兼総務部長</p> <p>2003年4月 取締役コーポレート・コミュニケーション部門担当</p> <p>2004年6月 常勤監査役</p> <p>2013年4月 大阪樟蔭女子大学大学院 教授</p> <p>2015年6月 当社 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項なし (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 加藤道彦氏は、会社経営に携われてきた豊富な経験と大学院教授の経験等に基づく、高い見識を有しており、社外取締役として、客観的な経営の監督が遂行できていると判断し、今後も、同様の役割を担いまた重要な意思決定に参画いただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	1,219株

- (注) 1. 各取締役候補者の保有する当社株式は、2021年3月31日現在の役員持株会を通じて各候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。
2. 加藤道彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 加藤道彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は、加藤道彦氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 加藤道彦氏が社外取締役として選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。
7. 当社は取締役、監査役に関し、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しており、保険の内容は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び経済的損失を填補するものであります。なお、保険料は全額会社が負担しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、浅井一夫氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、土本拡美氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	浅井一夫 (1959年12月30日生)	1989年12月 当社入社 1995年3月 当社総務部 2013年4月 当社監査部 課長(現任) (補欠監査役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる総務部門や監査部門の豊富な経験・見識を鑑み、監査役の員数を欠くことになった際には、社外監査役以外の監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	3,000株
2	土本拡美 (1950年8月12日生)	1970年4月 岡本永康税理士事務所入所 2003年3月 税理士 2007年6月 当社監査役 2012年1月 土本拡美税理士事務所 2015年6月 当社監査役 退任 2019年10月 税理士法人ライズ設立 代表社員(現任) (補欠の社外監査役候補者とした理由) 同氏は、社外役員となること以外に直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として会計・財務の専門的な知識・経験を活かし、8年にわたり当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただいたことを鑑み、監査役の員数を欠くことになった際の社外監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	4,200株

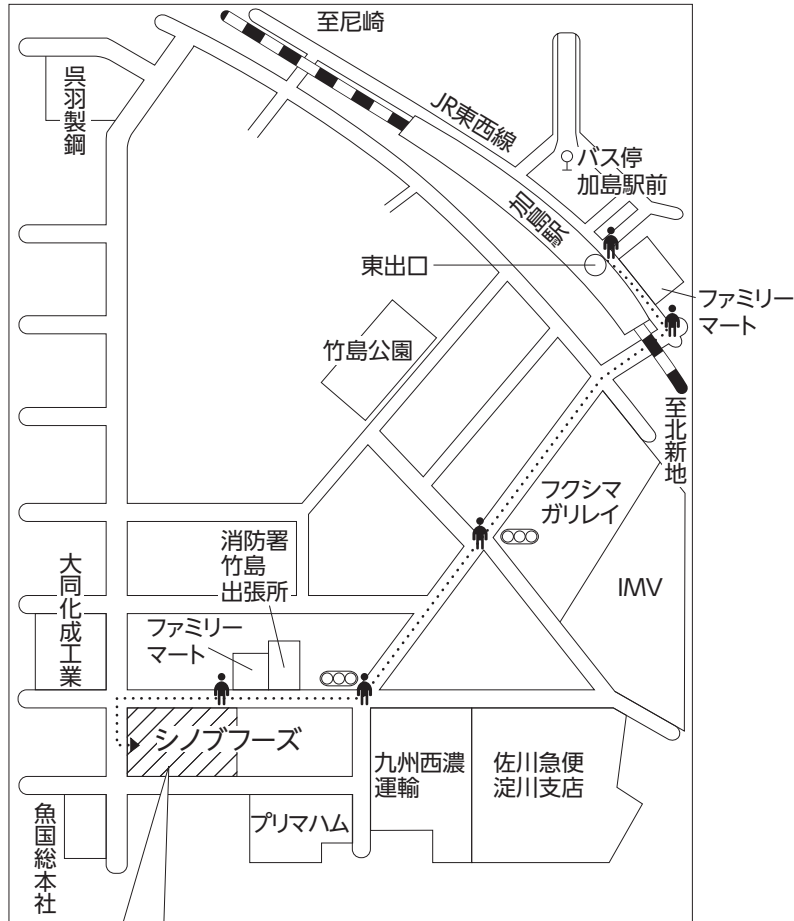
- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
3. 土本拡美氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

J R東西線加島駅より徒歩約7分
大阪市バス（97系統）阪急バス（18系統）加島駅前バス停より徒歩約7分
（お願い）会場にお越しの際は、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、公共交通機関をご確認のうえご利用ください。

 マークの場所に、弊社社員がご案内させていただいておりますので
お気軽にお尋ねください。



大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シノプフーズ 株式会社 本社
代表電話 06-6477-0113